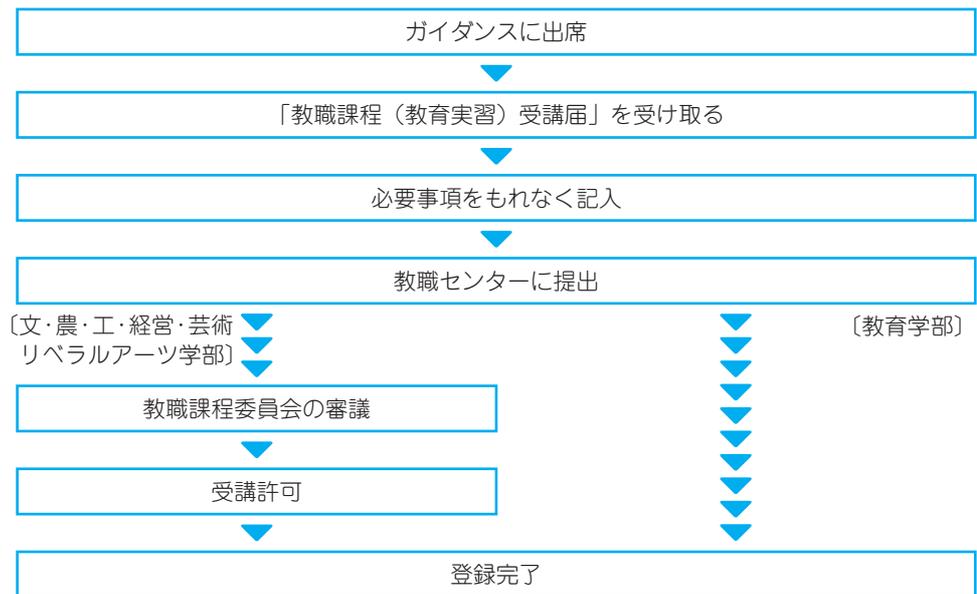


教職課程の受講

教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程を受講する必要があります。教職課程の受講を登録するには、第1～2セメスターに行われるガイダンスに出席し、所定の期間内に手続きをしなければなりません。

登録の手順（1年次）



* 「受講届」の提出期限は、ガイダンス等で指示します。

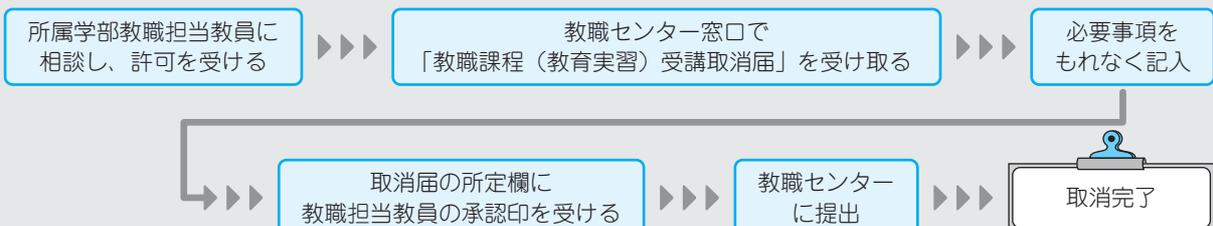
教職課程の登録にあたって

- 1) 教職に就く強い意志をもって、教職課程の受講をすすめていきます。
- 2) 連絡先・希望免許状等の届出事項に変更があった場合は、すみやかに教職センターに届け出ます。
- 3) 掲示等の連絡事項に細心の注意を払い、手続き等をきれなく行います。
上記の事項が守れなかった場合、教育職員免許状が取得できなくても異議はありません。

教職課程の受講取消は、原則として認めません。ただし、審議により取消理由が妥当と認められた場合に限り、「教職課程（教育実習）受講取消届」の提出を認め、所定の期間内に許可します。

* 農学部教職コースでは免許状の取得が卒業要件となるため注意が必要です。

取り消しの手順



* 提出しないと、教育実習受講料が請求されますので注意してください。